

群馬県理学療法士協会
旅費等の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(役員)

第2条 本規則にいう役員とは、定款11条に定めた者をいう。

(旅費等の支給の範囲)

第3条 役員が、理事会および本会の用務または会長の命により旅行をした場合は、旅費等を支給する。

2 役員以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給する。

(旅費等の計算)

第4条 旅費等とは別表に掲げたものとする。

(旅費等の調整)

第5条 用務の目的地が海外である場合には、理事会の議決を経て旅費等を支給する。

(報告責任)

第6条 旅費等の支給を受けた者は、所定の様式により事後速やかに用務の内容について会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めのない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成28年10月4日から一部改正により施行する

3 この規則は、平成30年4月1日から一部改正により施行する

旅費等の内訳	摘要
旅 費	原則として公共交通機関の料金 (自家用車の場合は交通費の計算に則る)
宿泊費	実費 (宿泊地により一泊の上限を定める) ・政令指定都市・東京23区内 15,000円 ・上記以外 10,000円 ※領収証添付のこと
宿泊日当	宿泊1泊につき2,000円

旅費規程の内規

(1) 県理学療法士協会の事業に関して

- 1) 理事会、などの県理学療法士協会の会議に出席する場合、理事、監事、代議員および会長が指名した者は旅費を支給する。
- 2) 理事等が県理学療法士協会事業に参加する場合は旅費を支給する。
- 3) 会長の命による旅行は旅費を支給する。

(2) 学術大会、学術研修大会時に開催される会議の旅費

- 1) 日本理学療法士協会及びブロック主催（部委員会含む）で、理事会で許可を受けた会議に出席する場合は、理事、担当会員の旅費は支給する。但し、日本理学療法士協会等で旅費が支給される場合は、支給しない。

(3) 県理学療法士協会を代表しての学術活動、啓発活動への旅費

- 1) 理学療法士会活動の啓発活動として、学術大会等での発表に対して筆頭演者には以下の条件を満たした場合、旅費等を支給する。発表する大会の参加費についても支給する。
 - ① 発表に際しては、担当理事と協議し事前に理事会での承認を得る。
 - ② 理事会での承認を得ることが困難な場合には、担当理事と会長で協議し承認を得、理事会に事後承認を得る
 - ③ 抄録の所属名が県理学療法士協会担当部局であること
 - ④ 同様の名目の旅費が他から支給されていないこと

(4) その他

- 1) 官公庁などの会議および事業などに出席依頼された場合、開催団体で旅費が出ない場合は県理学療法士協会では支給する。
- 2) 会長が必要と認めた場合は旅費を県理学療法士協会では支給することができる。

(5) 交通費

- 1) 旅費は、原則として公共交通機関の料金とする。
- 2) 公共交通機関の利用において、その座席は指定席までとする。
- 3) 自家用車等を使用した場合は、ガソリン代としてその走行距離に1kmあたり20円を乗した額を支給する。
- 4) 1km未満の場合は支給しない。また、徒歩の場合も支給しない。
- 5) 会員講師が自家用車を使用した場合も、上記の通りに支給する。
- 6) 日当が支給される場合は、交通費は日当と合わせて支給する。
- 7) 会員講師が研修会等運営も行った場合は、交通費は日当と合わせて1日単位で支給する。（講師料とともに交通費は支給しない）
- 8) 会員外の講師が自家用車等を使用した場合は、走行距離が10km未満の場合は1000円、10kmを超える場合は1000円にその走行距離に1kmあたり20円を乗した額を加え、合計金額の100円未満を切り上げて100円単位で支給する。
- 9) 有料道路等の料金はその実費を支給する（※領収証添付のこと）。
- 10) アシスタント講師には交通費は支給しない。
- 11) 上記を超えて支給する場合は、理事会の事前承認を得ることとする。また、その場合は講師謝礼の規定に則り源泉税を除いた額を支給する。

(6) 附則

- 1) この内規は、平成23年4月1日から施行する。

- 2) この内規は、平成24年4月1日一部改正により施行する。
- 3) この内規は、平成30年4月1日一部改正により施行する。